

第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組の実施要領

1. 目的

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下、「当協会」という。）においては、平成25年度を初年度とする「林材業労働災害防止計画」（計画期間：平成25年から平成29年度）で、究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現のために、労働災害の防止、労働者の健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進を図り、林材業の安全衛生水準の向上を期すため、

〔死亡災害〕

死亡災害の撲滅を目指し、林材業における労働災害による死亡者の数が、平成29年において36人（林業31人、木材製造業5人）を下回ること

〔死傷災害〕

平成24年と比較して、平成29年までに林材業における労働災害による休業4日以上の死傷者の数を、15%以上減少させること。

この2つを「計画の目標」に掲げて、目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開してきたところである。

しかしながら、第12次労働災害防止計画が4年目となった平成28年度末現在において、林材業死亡労働災害件数は、最終年度目標値36人以下を大幅に上回る50人（速報値）で、目標値の達成は大変厳しい状況となっており、再発防止対策の取組が喫緊の課題となっている。

このため、最終年に当該目標値を指標し、第12次労働災害防止計画（林材業労災防止5カ年計画）並びに平成26年度にスタートした「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」を踏まえた林材業労働災害再発防止対策に加え、平成29年度を最終年度の取組として位置づけるとともに、次の取組を設定し、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて着実に実施することを目的とする。

2. 平成29年度新たに追加・設定した取組事項

- (1) 当該計画期間中（平成25年～28年）に発生した林材業死亡労働災害を詳細に分析し、再発防止対策を策定し、その周知徹底を図り実効性のある取組を行うため、本実施要領（冊子）に再発防止対策を掲載して会員事業場等に配付する。
- (2) 当該再発防止対策が着実に日常作業に反映されているかを、チェックリストによりチェックするための「自主点検表チェックリスト」を策定し、会員事業場等に配付する。
- (3) 平成29年度（林材業労災防止5カ年計画最終年度）の取組事項と取組スケジュールは、別添のとおりとする。

3. 第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組

(1) 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間

(2) 本部の取組

月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等を通じて広報を行う。

会員をはじめ、林材業を営む事業者等へ別冊「再発防止に向けた取組」、別冊「林業と木材製造業の今日の作業ポイント」カード及びリーフレット「自主点検表チェックリスト」を作成し、周知並びに活用されるよう指導する。

都道府県支部長を通じ、「第12次労働災害防止計画最終年度に向けた取組」について、会員事業場への周知と指導・助言する。

林材業を営む事業者等へ「林業・木材製造業労働災害防止規程」及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の周知を図る。

労働災害が多発している事業場に対して安全管理士等を活用し、労働災害防止に関する技術的な指導・援助を行うとともに、事業場への安全パトロール、集団指導及び個別指導の実施等により、林業及び木材製造業全体の安全衛生水準の向上を図る。

リスクアセスメント定着のため、「安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業」において取り組むとしているリスクアセスメントフォローアップについて、支部との連携の上、集中的に取り組む。

「林材業STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を周知・指導する。

(3) 支部及び分会の実施事項

林材業死傷労働災害の分析結果を踏まえた「再発防止に向けた取組」、「林業と木材製造業の今日の作業ポイント」カード及び「自主点検表チェックリスト」を活用して地方駐在安全管理士がブロック内支部と緊密に連携し、会員事業場に対して周知及び活用されるよう指導する。

「再発防止に向けた取組」と併せて「労働災害防止月間の取組」及び「年末年始無災害運動の取組」について、会員事業場への周知と徹底されるよう指導する。

林材業を営む事業者等へ「林業・木材製造業労働災害防止規程」及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の周知を図る。

労働災害が多発している事業場に対して安全管理士等が労働災害防止に関する技術的な指導・援助を行えるよう情報提供を行う。

地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携した現場安全パトロールを実施する。

リスクアセスメント定着のため「林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業」において、安全管理士等と連携して集中的に取り組む。

「林材業STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を周知・指導する。

特別教育の資格を修了しておおむね5年を経過した者については、「安全衛生教育」の受講を指導する。

(4) 会員の実施事項

ア 共通事項

事業者は、林材業労災防止5カ年計画実施要領に基づき、林材業労働災害防止規程の遵守、リスクアセスメントの確実な実施、熱中症予防対策、高年齢労働者対策の徹底を図るとともに、林業、木材製造業に該当する各種取組を確実に実施すること。

林材業死傷労働災害の分析結果を踏まえた「再発防止に向けた取組」を活用した安全作業の徹底を図る。

安全の担当者（安全衛生推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実する。

雇い入れ時の教育の徹底など、効果的な安全衛生教育を実施する。

イ 林業関係事業場における実施事項

安全管理担当者は、毎朝やツールボックスミーティングにおいて、「林業の今日の作業ポイント」カードを活用して、本日の作業に関する労働災害の防止対策を作業者に繰り返し周知し、徹底する。

安全管理担当者は、「林業事業場自主点検表チェックリスト」を用いて事業場の自主点検を実施し、不安全な作業については改善する。

特別教育の資格を修了しておおむね5年を経過した者については、「安全衛生教育」を受講すること。

ウ 木材製造業関係会員

安全管理担当者は、毎朝やツールボックスミーティングにおいて、「木材製造業の今日の作業ポイント」カードを活用して労働災害の防止対策を作業者に繰り返し周知し、徹底する。

安全管理担当者は、「木材製造業事業場自主点検表チェックリスト」を活用した事業場の自主点検を実施し、不安全な作業については改善する。

4. 労働災害防止月間の取組

本年度も厚生労働省並びに中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」が
「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化」

をスローガンとして、6月1日から6月30日までの1か月間を準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として、全国のあらゆる事業場で安全に関する取組が展開されている。

このため、この実施に当たり当協会においては、例年7月1日から7月31日までの1か月間を「林材業労働災害防止月間」に設定して、林材業を営む事業者及び労働者の労働安全意識の高揚を期するとともに、労働災害の防止を図ることを目的として実施する。

(1) 期 間

平成29年7月1日から7月31日までの1か月間

(2) 本部の実施事項

月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等を通じて広報を行う。

林材業労働安全ポスター『予知の目で 早めに摘み取る 危険の芽』を作成し、頒布する。

(3) 支部及び分会の実施事項

「林材業労働災害防止月間」にあわせ、次の事項を中心として、計画的に実施する。

支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施する。

会員に対し、労働安全ポスターの掲示、安全唱和等取組事項の実施を指導する。

会員に対し、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。

職長、作業者など、各レベルに応じた安全意識の高揚のための全員参加の集会を促す。

その他、会員等の実施事項について、指導、援助する。

(4) 会員の実施事項

ア 共通事項

外部で開催される安全大会等に積極的に参加する。また、社内においても、職長、作業者など各レベルに応じた安全意識の高揚のための集会を開催する。

経営トップ自らによる現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施とともに、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施する。

安全意識の高揚のために、安全旗の掲揚、労働安全ポスターの掲示、安全唱和等を実施する。

職長、作業者など、各レベルに応じた安全意識の高揚のための全員参加の集会を促す。

その他、本月間にふさわしい行事を実施する。

イ 林業関係会員

準備期間を含めて防蜂網及び防蜂手袋の装着、吸引具及び蜂アレルギー者のエビペンの携行等、蜂対策を実施する。

新規就業者等経験の浅い労働者及び高齢労働者に対して、現場の状況に応じた安全な作業方法、チェーンソー等機械器具の取り扱い方法等に係る安全衛生教育の徹底を図る。

ウ 木材製造業関係会員

- ・ 荷の積み卸し作業、はい作業における安全な作業方法の徹底を図る。

5. 年末年始無災害運動の取組

林材業における年末年始の死亡労働災害は、多発傾向を示していることから、「年末年始無災害運動の取組」を実施し、労働災害の防止を図ることを目的として実施する。

(1) 実施期間

平成29年12月15日から平成30年1月15日までとする。

(2) 本部の実施事項

月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等を通じて広報を行う。

本部職員等が支部で実施する集団指導会やセミナーへ出席の上、指導を徹底する。

(3) 支部の実施事項

「年末年始無災害運動の取組」にあわせ、次の事項を中心として、計画的に実施する。

支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施する。

その他、会員等の実施事項について、指導、援助する。

(4) 会員事業場の実施事項

ア 共通実施事項

経営トップ自らによる現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施とともに、チェックリストを活用した現場安全パトロールを実施する。

年末年始は気が緩みやすくなるので、安全管理担当者は、「今日の作業ポイント」カードや「自主点検表チェックリスト」等を活用した再発防止対策を徹底させること。

その他、年末・年始無災害運動期間にふさわしい行事を実施する。

イ 林業関係事業場における実施事項

- ・ 年末年始は路面の凍結や積雪等により、作業環境が厳しくなることから、冬期間における安全対策を講じること。

ウ 木材製造業関係事業場における実施事項

- ・ 年末年始の取組期間中に当たっては、清掃作業等が多くなることから、木材製造業「今日の作業ポイント」カードを活用した安全対策を講じること。